

2013年3月12日

第183回国会 衆議院予算委 普天間基地問題について質問（速記録）
赤嶺政賢

○赤嶺委員

（略）

次に、政府は、本日の閣議で、来月二十八日に政府主催で主権回復を記念する式典を開催することを決めました。四月二十八日というのは、一九五二年、サンフランシスコ講和条約が発効した日であります。敗戦でアメリカの占領下に置かれた日本は、この日をもって主権を回復したと、自民党の皆さんは国民運動を展開してこられた方々もいらっしゃいました。

そこで、外務大臣に伺いますが、この条約によって、奄美、沖縄、小笠原はどのような取り扱いとされたのか、その点を説明していただけますか。簡潔にお願いします。

○岸田国務大臣

サンフランシスコ平和条約第三条におきましては、御指摘の、奄美、小笠原及び沖縄等を「合衆国を唯一の施政権者とする信託統治制度の下におくこととする国際連合に対する合衆国のいかなる提案にも同意する。」と規定するとともに、「このような提案が行われ且つ可決されるまで、合衆国は、領水を含むこれらの諸島の領域及び住民に対して、行政、立法及び司法上の権力の全部及び一部を行使する権利を有するものとする。」と規定しております。

これらの諸島につきましては、同三条のもとで、我が国は領有権を放棄しない状況で米国が施政権を行使していたということでございます。なお、この信託統治の提案は結局行われずに、その後、奄美諸島につきましては一九五三年、小笠原諸島については一九六八年、沖縄県につきましては一九七二年に返還が行われております。

★

1)消える日本への期待 非軍事化の道模索を/石原昌家氏 冲国大名誉教授

～1)消える日本への期待 非軍事化の道模索を/石原昌家氏 冲国大名誉教授～

琉球新報 2013年3月20日(水)

「屈辱」とは、単に日本から分断されたので屈辱という意味ではなく、
対日講和条約第3条にある「信託統治制度の下におく」ことに置かれたことだ。
沖縄の人は自治能力がないから、米国が国連に提案して信託統治に日本は同意するとい
うこと。
沖縄はかつて琉球王国、独立国として存在してきた。それを明治政府が武力を背景に、
「廃琉置県」をした。
そのような沖縄に「自治能力がない」と、いわば無能呼ばわりしているのだ。その意味
で「屈辱」だ。

苦痛の歴史が68年も続く沖縄にとって「4.28」は、人間の尊厳を奪われた決定的な
日だ。

「主権回復の日」で祝うという安倍首相と、その首相を支持する約7割の日本国民。
人間の尊厳を奪っておきながら、安倍首相にとって沖縄の人の感情は全く念頭にない。
ただ沖縄というものを日米軍事同盟の安全保障の軍事要塞地としか認識していない。

対日講和条約第3条は昭和「天皇メッセージ」と全く同質同根だ。
昭和天皇が沖縄を「軍事占領し続けることを希望」した通りに、米軍の実質的占領が続
いた。
天皇が「主権回復の日」式典に出席予定だが、天皇の出席はそれを踏襲するという意味
になりかねない。
天皇は皇太子時代から何度も沖縄を訪問し、親近感を持つ人たちも多い。天皇にとっ
ても不本意なことではなかろうか。

★

■「日本国への帰国を証明する」・・・パスポートに押されたゴム スタンプ

半世紀以上前の話。

筆者がまだ10代の紅顔の美少年？のころに出来事である。

進学のため米軍占領下の沖縄を後にし祖国日本の出入国・通関に足を踏み入れたときのことを昨日のことにように思い出す。

携行していた「パスポート（日本旅行証明書）」を通関に差し出したとき、審査官は学生服姿の筆者を見て微笑みながら声をかけてくれた。

「進学のため？」

「はい、そうです」

審査官は高校の制服制帽姿の少年に終始優しく対応した。

審査官はパスポートにゴムスタンプを押し、それに署名しながらこういった。

「しっかり勉強しなさいよ」

「はい」

口下手の少年は審査官の優しい対応と励ましの声に、心の中で「ありがとう」とつぶやいたが、それを口に出して言うことができなかった。

後で、パスポートに押されたスタンプを見て、感動がこみ上げてきた。

スタンプには「日本国への帰国を証明する」と記され審査官の署名がされていた。

「日本国への入国」ではなく「帰国」という文字に感動したのだ。

それまでの認識では米国の統治下にあるので、沖縄人は日本国民ではないのではないかという疑念を持っていたが、「沖縄の潜在主権は日本にある」とも聞かされていた。

そのせいなのか、沖縄で戦後教育を受けた少年は、小学、中学、高校と文部省教科書で教育を受けていたが、そのことには何の矛盾も感じていなかった。

少年は、「潜在主権」の意味がよく理解できないまま祖国日本に上陸し、通関手続きで「日本国への帰国を証明する」という審査官の署名つきスタンプを見て初めて「潜在主権」を身を持って実感したのであった。

だが、その「潜在主権」という文言が、昭和天皇の「天皇親政」で生まれた「天皇メッセージ」の成果であることを、少年はその時知る由もなかった。

クリック拡大↓



沖縄が米国の統治下におかれた法的根拠は1952年4月28日に発効したサンフランシスコ講和条約第三条による。

<サンフランシスコ講和条約 第三条>

日本国は、北緯二十九度以南の南西諸島（琉球諸島及び大東諸島を含む。）孀婦岩の南の南方諸島（小笠原群島、西之島及び火山列島を含む。）並びに沖の鳥島及び南鳥島を合衆国を唯一の施政権者とする信託統治制度の下におくこととする国際連合に対する合衆国のいかなる提案にも同意する。このような提案が行われ且つ可決されるまで、合衆国は、領水を含むこれらの諸島の領域及び住民に対して、行政、立法及び司法上の権力の全部及び一部を行使する権利を有するものとする。

この4月28日を日本が独立を回復するため沖縄を米国に売り渡した「屈辱の日」などと叫ぶ勢力がいる。

そして政府が日本が独立を回復したサンフランシスコ講和条約発効の日の4月28日を「主権回復の日」として政府主催の式典を開くと表明して以来、またぞろ沖縄2紙が発狂を始めた。

4月28日

「屈辱の日」に式典 首相「独立認識する日」

安倍晋三首相は7日の衆院予算委員会で、1952年にサンフランシスコ講和条約が発効し、沖縄が日本から切り離された日に当たることし4月28日を「主権回復の日」として、政府主催の式典を開く方針を明らかにした。県内では、基地重圧の源流で米軍の圧政が固定化したこの日を「屈辱の日」と呼ぶだけに、反発の声が上がっている。

(3面に関連)

1952年の講和条約発効により、日本は占領統治から独立を回復したが、沖

縄は米軍統治下に差し出される形となった。自民党は、昨年の衆院選公約に「主権回復の日」を掲げており、首相は「実施する方向で検討している」と明言した。近く閣議決定

する。

首相は「主権を失った7年間の占領期間があったことを知らない若い人が増えている。日本の独立を認識する節目の日だ」と意義を強調した。

琉球新報 1面
(3月8日)

米軍統治下の沖縄の法的地位については「米軍の信託統治で施政権を放棄した」など誤解が多い。

共産党など反日サヨク勢力が「屈辱の日」と声高に政府を追及するのは何時ものパターンで特に気に留めることもないが、県内の保守系論者の中にも米軍統治下の沖縄の法的地位について誤解が散見される。

例えばこんなように。

<サンフランシスコ講和条約は、日本は主権を回復しました。しかし、第3条で奄美、**沖縄は米国の信託統治領となり**、行政、立法、司法権を失ったからです。沖縄にとって、4月28日は主権回復の日ではなく、正反対の主権喪失の日だったのです。>

沖縄が米国の信託統治だったと言うことは大きな誤解である。

確かに米国は沖縄侵攻の当初から、沖縄を米軍基地として永久に統治する意図が有り、その遂行のため、沖縄人と本土出身者を分断する占領政策を行ったことがよく知られている。

サンフランシスコ条約第3条の「南西諸島・・・を合衆国を唯一の施政権者とする信託統治制度の下におくこととする国際連合に対する合衆国のいかなる提案にも同意する」という条文から判断すれば、沖縄が米国の信託統治となり将来は現在のプエルトリコのような米国の自治領に移行したとしても、当時の日本には拒否する力がなかったため、米国の提案があれば、日本は同意せざるをえなかった。

講和条約とはいっても絶大な力を持つ戦勝国連合と敗戦国で主権のない日本では、相互の力の差は歴然としていたからだ。

言うまでもなく、主権とは、自国の意思で国民や領土を統治するという国家が持つ絶対的な権利を意味する。だが、主権を有さない当時の日本が、米国の「沖縄を信託統治にする」と提案したら、日本はこれに同意せざるをえない。

だが、実際は米国は「沖縄を信託統治にする」と提案はしなかった。したがって日本が同意することもなく、沖縄が米国の信託統治に委ねられることもなかった。

これが歴史の事実である。

では何故米国は沖縄を永久統治の意図がありながら、その提案をしなかったのか。

反日サヨク勢力が声高に叫ぶ日本は「沖縄を売り渡して主権回復した」という状況の当時、米国は何故「信託制度」の提案をしなかったのか。

そこには冒頭に触れた「潜在主権」というキーワードと、これを当時の誰が思いついたかという点が問題になってくる。

実は主権のない米国占領下の日本で、誰も沖縄のことなど考える余裕のない昭和20年代初期、ただ1人の人物が占領下の沖縄のことを憂慮していた。

其の人物はただ1人、絶対的権力を持つGHQのマッカーサーと複数回個人的面談をし、沖縄を日本の主権を残したまま「暫定的リース」の形で米軍の使用を認めるという当時の日本の政治家が考えも及ばない「奇策」を伝えた人物だ。

昭和天皇のことである。

そして、その「奇策」こそが「天皇メッセージ」として現在伝えられているものである。

「天皇メッセージ」とはいつでも天皇が記したメッセージが残っているわけではなく、当時宮内庁御用掛をしていた寺崎英成が「天皇独白録」として書き残したものと、当時マッカーサーの政治顧問をしていたウィリアムシーボルトが米國務省に書き送った手紙から類推したものである。

シーボルトの手紙によると、昭和天皇は、宮内省御用掛である寺崎英成をダグラス・マッカーサー元帥の政治顧問であるウィリアム・シーボルトの下へ派遣し、「米国が沖縄その他の琉球諸島の軍事占領を継続するよう希望する」との同元帥宛のメッセージを伝達されたとしている。

この手紙は1979年に発見された米国の公文書で判明したもので、この手紙によって日本国内の反日反米の左翼勢力は「沖縄を売った」などと強調するが、実に許し難きデマ宣伝である。

DECLASSIFIED
Authority: 140760050
By: SP8 NARA Date 3/1/05

REPRODUCTION OF THE ORIGINAL RECORDS

Enclosure to Despatch No. 1293 dated September 20, 1947 from the United States Political Adviser for Japan, Tokyo, on the subject "Emperor of Japan's Opinion Concerning the Future of the Ryukyu Islands".

COPIE

GENERAL HEADQUARTERS
SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS
Diplomatic Section

~~CONFIDENTIAL~~

20 September 1947

MEMORANDUM FOR: General MacArthur

Mr. Hiidenari Terasaki, an adviser to the Emperor, called by appointment for the purpose of conveying to me the Emperor's ideas concerning the future of Okinawa.

Mr. Terasaki stated that the Emperor hopes that the United States will continue the military occupation of Okinawa and other islands of the Ryukyus. In the Emperor's opinion, such occupation would benefit the United States and also provide protection for Japan. The Emperor feels that such a move would meet with widespread approval among the Japanese people who fear not only the menace of Russia, but after the Occupation has ended, the growth of rightist and leftist groups which might give rise to an "incident" which Russia could use as a basis for interfering internally in Japan.

The Emperor further feels that United States military occupation of Okinawa (and such other islands as may be required) should be based upon the fiction of a long-term lease--25 to 50 years or more--with sovereignty retained in Japan. According to the Emperor, this method of occupation would convince the Japanese people that the United States has no permanent designs on the Ryukyu Islands, and other actions, particularly Soviet Russia and China, would thereby be stopped from demanding similar rights.

As to procedure, Mr. Terasaki felt that the acquisition of "military base rights" (of Okinawa and other islands in the Ryukyus) should be by bilateral treaty between the United States and Japan rather than form part of the Allied peace treaty with Japan. The latter method, according to Mr. Terasaki, would sever too much of a dictated peace and might in the future endanger the sympathetic understanding of the Japanese people.

CLASSIFICATION CHANGED
~~CONFIDENTIAL~~
BY: SP8 5-8-056
Robert A. Gilman - RAS

/s/ W. J. Sebald

W. J. Sebald

DECLASSIFIED
Authority: 140760050
By: SP8 NARA Date 3/1/05

昭和天皇からマッカーサー司令部へ伝えられた思し召しを記録した米国文書。その内容を左翼勢力が曲解して宣伝利用している

■知られざる「天皇親政」・・・11回に及ぶマッカーサーとの面談

昭和天皇は英国王室式の「君臨すれど統治せず」をモットーとされていたが、何度か「若気の過ち」を反省されている。

例えば2・26事件で、反乱軍の青年将校に対し陸軍上層部が優柔不断な対応をしているのに業を煮やした若き日の昭和天皇は、「朕が股肱（ここう）の老臣を殺戮す、此の如き凶暴の将校等、其の精神に於いても何の恕（ゆる）すべきものありや」と激怒され「朕みずから近衛兵を率いて」討伐の先頭に立つと発言したと伝えられている。その後当時の発言を「若気の至り」を深く反省され、爾後政治的発言は極力控えるようになる。

だが、主権の回復していない昭和20年代当時、昭和天皇は戦前のご自身の「不作為」により戦争を避けられなかったことを悔いるかのように、戦前・戦時中とは人が変わったように、特に外交に関し、知られざる「天皇親政」をおこなうことになる。

当時日本を支配する最高責任者真赤さーと個人面談できる日本人は限られていたが昭和天皇は、昭和20年9月27日の第一回面談を皮切りに、昭和28年の4月15日まで、実に11回に及ぶマッカーサーとの面談を実行している。

面談の内容は公開されていないが「天皇メッセージ」との関連から言えば、天皇御用掛の寺崎氏が通訳を務めた昭和21年5月31日の第2回面談から、昭和22年の第5回面談に至る計3回の面談が考えられる。

いずれにせよ沖縄を「太平洋の要石」と捉え、永久占領を目論んでいた米国が、サンフランシスコ平和条約で南西諸島（沖縄）を米国が、信託統治すると提案をしたら日本は同意する」条文に明記していながら、米国は提案をしなかった。

当時の米国の権勢をもってすれば「信託統治」⇒「自治領」という構図は容易に描けたはずだ。

それをあえて実行しなかったどころか、一滴の血も流さず「沖縄返還」が成就したのは知られざる「天皇親政」の賜物だと解釈できる。

「潜在主権」のまま米国にリースするという奇策（天皇メッセージ）を考え付いた昭和天皇の洞察力の深さには、近現代史の研究者をして驚嘆せしむべきものが有ると言う。

4月28日を「屈辱の日」と捉える勢力に問う。

主権のない国は外交力もなければ領土問題で発言する力もない。4月28日で先ず日本が主権を回復してこそ、自国の「潜在主権」が残存する米軍統治下の沖縄の返還交渉が可能になったことは論を待たない。

潜在主権が日本にあったからこそ援護法など全国でも例のない特段の措置が適用され、教育も文科省の教科書で教育を受けてきたはずだ。

つまり潜在主権の主権者たる日本国が先ず主権を回復してこそ、沖縄の返還交渉が始まったのではなかった。

言葉を変えれば、日本の独立なくしては沖縄の祖国復帰は実現しなかった。

これは沖縄返還に政治生命を賭けた佐藤栄作元首相の「**沖縄の返還なくしては日本の戦後は終わらない**」という言葉に凝縮されているのではないか。

だとしたら日本が主権を回復した日に沖縄県民が祝賀して何の異論があろう。

【おまけ】

主権回復式典に強い不快感＝講和条約発効、切り離された

日－沖縄知事

「訪米前に沖縄行けぬか」 昭和天皇、側近に問う



屋良朝苗氏の日記＝沖縄県公文書館

昭和天皇が1975年の初訪米を前に「米国より先に沖縄県に行くことはできないか」との意向を側近に示していたことが13日、分かった。沖縄県公文書館が今年9月に公開した当時の屋良朝苗知事（故人）の日記に、宇佐美毅宮内庁長官（当時）の話として記されていた。

昭和天皇は47年9月、連合国軍総司令部（GHQ）に米軍の沖縄占領継続を求めた「天皇メッセージ」を伝え、その後の米軍の沖縄駐留に影響を与えたとされる。識者は「沖縄に犠牲を強いたという負い目が、訪問に強い意欲を持った背景にある」と分析。当時の昭和天皇の沖縄に対する思いを伝える貴重な記録として注目されそうだ。 2012/11/13 19:55 【共同通信】

☆

今ではノンフィクション界の落ちた偶像どころか「パクリの虚人」と囃かれる佐野眞一氏は、11月4日宜野湾市で行われた講演会で、沖縄に媚びる「大文字言葉」を乱発した。オスプレイ問題に関しても、沖縄2紙の見出しをなぞる程度の薄っぺらな知識で、「欠陥機」「危険なオスプレイを配備するのは沖縄に対する差別」などと沖縄左翼や沖縄2紙が聞いたら泣いて喜ぶような「大文字言葉」の大サービスであった。

おそらくは沖縄紙の見出しの「島ぐるみオスプレイ阻止」の「島ぐるみ」を見てオスプレイ反対が県民の総意であると考えたのだろう。

ところが会場から、「オスプレイの事故率は海兵隊軍用機平均の事故率より低いのに、オスプレイだけが危険という根拠なんですか」と問われ、「事故

率が低いのは知らなかった。勉強不足だった」と直に己の無知を認めたが、「いずれにせよ、アメリカでは飛んでいない欠陥機を沖縄に配備するのは危険」などと開き直ったが会場から「アメリカでも飛んでいる」と声が上がり、佐野氏が立ち往生した。

佐野氏が沖縄では沖縄2紙の論調を繰り返せば受けるだろうと高をくくって、大恥を晒したことは前にも書いたが、実は当日の講演会で上記引用記事に出てくる「天皇メッセージ」についても触れており、沖縄左翼が狂喜乱舞するような言説を吐いていた。

「昭和天皇が命乞いのため沖縄をアメリカに売り渡した」という例の言説である。言葉が不明瞭でよく聞き取れなかったが、誰かの記者会見で「沖縄売渡しの天皇メッセージ」が明らかになったと言うのだ。

佐野氏によれば昭和天皇は自分が沖縄を売り渡したという贖罪意識のため生前沖縄の地を踏むことが出来ず、代理に沖縄訪問をした皇太子ご夫妻（今上陛下ご夫妻）が過激派の火炎瓶攻撃を受けたのも昭和天皇の「天皇メッセージ」のせいだとのこと。

昭和天皇は生前、全国行幸で唯一訪問できなかった沖縄行幸を希望していたと伝えられていたが、今回の屋良朝苗氏の日記の発掘で昭和天皇が沖縄訪問を希望していたことが事実として確認されたことになる。

昭和天皇個人はアメリカより先ず沖縄訪問を切望しておられたが、復帰後急速に左傾化した沖縄の状況に鑑み、保安上の都合で天皇の意志は叶えられなかったのが事実である。その後も再三沖縄訪問を希望されたが体調を崩し、ついに沖縄訪問と言う心残りのまま逝去されたことは周知のとおりである。

＞昭和天皇は47年9月、連合国軍総司令部（GHQ）に米軍の沖縄占領継続を求めた「天皇メッセージ」を伝え、その後の米軍の沖縄駐留に影響を与えたとされる。

これに関して反日サヨクが「沖縄売渡し」と糾弾するが、全ては悪意の推量に過ぎない。

>識者は「沖縄に犠牲を強いたという負い目が、訪問に強い意欲を持った背景にある」と分析。当時の昭和天皇の沖縄に対する思いを伝える貴重な記録として注目されそうだ。

ここでいう「沖縄に犠牲を強いたという負い目」も反日サヨクの悪意ある推量にかかる。「命乞いのため沖縄を売り渡した負い目」と悪意ある推量に置き換えられてしまう。

昭和天皇が沖縄に負い目を感じるとしたら、終戦の決断が遅れて沖縄で悲惨な地上戦が行われ戦後も米軍の占領下に委ねざるを得なかったことであり、「命乞いのため沖縄を売り渡した」からではない。

「戦勝国に占領された領土が一滴の血も流さず返還された例は、歴史上沖縄を措いてない」と言われるが、これには昭和天皇の深い叡智（潜在主権の主張）のなせる業だが、これに関しては後述する。

反日左翼に占領された感のある沖縄論壇では、日頃は保守を自認する人でも「天皇メッセージで沖縄は売られた」を妄信する人が多く、天皇の責任は追及すべきと言う保守系論客さえ散見される。

敗戦国の君主は、ほとんどすべて、命乞いをするか、海外に逃亡する。

昭和天皇は、敗戦を受け入れながらも命乞いをしなかった唯一の君主といえるが、これについても後述する。

先日も、ネットはやらないという知人の某氏から「天皇メッセージ」の英訳文が発見されたという話を聞いたが、当時 GHQ の政治顧問だったシーボルトが天皇御用係寺崎英成氏が忖度した「伝聞」を自分なりに解釈しワシントンに送った英文の手紙（署名は勿論シーボルト）のことであった。

少なくとも天皇自筆の「天皇メッセージ」なるものは歴史上発見されていない。

それに「昭和天皇が命乞いした」などは反日サヨクが天皇糾弾のために用いる常套句であり、「マッカーサー自伝」によれば、昭和天皇は初めてマッカーサーを訪問した時の様子を次のように記している。

「天皇の口から出たのは、次のような言葉だった。「私は、国民が戦争遂行にあたって政治、軍事両面で行なったすべての決定と行動に対する全責任を負う者として、私自身をあなたの代表する諸国の裁決にゆだねるためおたずねした」

私は大きい感動にゆすぶられた。死をとמוなうほどの責任、それも私の知り尽している諸事実に照らして、明らかに天皇に帰すべきではない責任を引受けようとする、この勇氣に満ちた態度は、私の骨のズイまでもゆり動かした。私はその瞬間、私の前にいる天皇が、個人の資格においても日本の最上の紳士であることを感じとったのである。》（「マッカーサー自伝」天皇との会見 下巻 pp141-143）

【「天皇メッセージ」と称するシーボルトの手紙を公表した沖縄公文書館】

【GHQ 顧問シーボルトの手紙の画像】

》[PDF 画像 \(2 頁\) \(226KB\)](#)

「天皇メッセージ」については過去にエントリーしているの「[昭和天皇が沖縄を売った？馬鹿な！](#)」から一部抜粋し引用する。

☆

昨日のエントリーに続いて本日も「疎開」について書く予定であったが、「おまけ」に書いた「潜在主権」に絡む「天皇メッセージ」に読者の反響が多かったため、その中からコメントを二つ引用する。

■宮古島よりさんのコメント

「昭和天皇が沖縄を米国に売り渡した」として反米左翼複合体がデマの宣伝活動に利用している、悪名高き「沖縄メッセージ」とはいかなるものか。

「沖縄メッセージ」とは、昭和 22 年（1947 年）宮内府御用係の寺崎英成が GHQ 外交局長ウィリアム・シーボルトへ沖縄に関する天皇の意見として伝えたもの。

以下、ウィリアム・シーボルトの記録。

「天皇は米国が沖縄をはじめ、その他の琉球諸国に対する軍事占領を継続するよう希望している。天皇の意見では、そのような占領はアメリカの利益になり、また、日本を防衛することにもなる、ということである。

また、天皇は、沖縄（その他必要とされる諸国）に対する米軍の軍事占領は、主権を日本に残したまま、長期（※中略）25年ないし50年またはそれ以上の租借方式という擬制に基づいて行われるべきであると考えている。天皇によれば、このような占領方式は、米国が琉球諸島に対していかなる恒久的野心ももっていないと日本国民に確信させ、ひいてはこれより、他の諸国、とりわけソ連や中国による同様の権利要求を封ずるであろう。」

つまり、沖縄を日本に主権を残したまま（潜在主権）、租借方式という擬制は（あくまでレンタル）、米国占領統治によりソ連や中国の共産主義を跳ね除け（日本の国防の米国に担ってもら）、いずれ長期租借が解かれたとき、琉球諸島は日本復帰するという昭和天皇の沖縄に対する確固とした意思が分かる。

「昭和天皇が沖縄を米国に売り渡した」というのは大いなる間違い。

「思わざる 病となりぬ 沖縄を 訪ねて果さぬ つとめありしを」

昭和63年8月には、天皇皇后両陛下の沖縄への来島は決定していた。病気になられても、なお、陛下は沖縄への思いはあった。

☆

■涼太さんのコメント

本日のエントリーで長年の疑問が解決しました。

例えば、「戦傷病者遺族等援護法」も「教科書無償法」も日本本土と、同時期に導入されています。米国の委任統治だからこそ、チャント日本国の行政サービスがあったのですね。

特に、援護法などは民間人にまで50年間に渡り、それこそサラリーマンの生涯賃金に匹敵する額が支給されています。

それでグダグダ言っていたら罰が当たります。

よく言われる基地負担も、今度の大地震で明らかにされた電力負担、それ以外にも京浜工業地帯も公害に苦しんでいます。これなどは産業負担なのでしょう。国には様々負担があります。

それを日本国で分かち合っているのだと思います。

常々思うことだが当日記の読者はレベルが高いのが自慢であり、筆者の説明では足りない部分を埋め合わせてくるので助かるのだが、宮古島よりさんが筆者が敢て触れなかった「天皇メッセージ」の文言を挙げてその概略を説明して下さっている。

一方の涼太さんが、主権は日本のまま米軍統治下になった沖縄で「援護法」や「無償措置法」が適用されたことに着目されたことはさすがです。

日本政府が「援護法」や「無償措置法」を適用したのは、戸籍を残したまま里子にやった子ども（沖縄）が、いつかは祖国に帰ってくるという昭和天皇の親心（「天皇メッセージ」）を政府当局が勘案したからに他ならない。

さらに沖縄の教育に関して、政府は沖縄の学生だけに限る選抜試験を行い、全国の国立大学に国負担で受け入れている（国費留学制） ちなみに仲井真知事はこの国費留学制度の恩恵で東京大学を卒業している。

いわゆる「天皇メッセージ」とは、宮中御用掛の寺崎英成が昭和天皇との会話の中から聞き取った天皇の気持ちを、昭和22年9月19日（金）に総司令部政治顧問シーボルトに伝え、それをシーボルトが英訳してワシントンに送ったとされることである。

これも沖縄に関する大きな誤解の一つだが、保守系の論客の中にも「天皇メッセージ」とは天皇自ら「沖縄をアメリカに売り渡す」と書いた文書が米公文書館から発見された、と誤解する人が多い。

筆者の知人にも終戦時、既に米軍占領下にあった沖縄が米国統治になったのはやむ得ないとしても、「天皇自らが（命乞いのように）沖縄を売り渡す手紙を書いた」のは許せないと息巻く人もいるくらいだが、実際は「天皇の密書」が存在するわけではない。

寺崎が昭和天皇の会話の中から沖縄についての「思い」を斟酌してシーボルトに伝え、それがシーボルトの手紙という形でワシントンに伝えられたのだ。

「天皇メッセージ」はシーボルトの手紙では“Emperor of Japan’s Opinion Concerning the Future of the Ryukyu Islands”と訳されている。

だが近代史研究家の秦郁彦氏も驚嘆するように、敗戦直後の社会党政権（片山内閣）下で、当時の社会情勢では政府の誰もが思いも及ばなかった「主権は残した（潜在主権の）まま」いつかは祖国に帰る日のために統治を委任するという方法を思いついた昭和天皇の判断力の確かさは「天皇メッセージ」というより、いまでは死語になりつつある「昭和天皇の大御心（おおみごころ）」と訳した方が的を射ているのではないか。（当時世界一の経済力を誇る米国の統治下にあった沖縄では、食糧不足で喘ぐ祖国日本では食すること出来ない米国産の豊富な少量供給の恩恵に浴した。その名残の一つがプラムポークランチョンミートであり、戦前の沖縄にはなかった牛肉文化の繁栄である）

秦郁彦氏はいわゆる「天皇メッセージ」についてその著書「昭和天皇五つの決断」（文藝春秋）で、次のように述べている。

「23年早々という早い時点で、アメリカのアジア戦略の動向を正確に探知して、適切な情勢判断を示した天皇の洞察力には脱帽のほかない・・・」

☆

「天皇メッセージ」（昭和天皇の大御心）について稿を改めて詳述すると書いたが、とりあえず[風論](#)さんの孫引きで、小林よしのり氏の「昭和天皇論」を、全文引用させて頂いた。

小林よしのり著「ゴーマニズム宣言SPECIAL 昭和天皇論」を読む 2 ～サンフランシスコ講和条約と先帝陛下のかかわりの虚と実～

「昭和天皇論」は、先帝陛下が政治家として動かざるを得なかった時代に脚光をあてている。その中で非常に興味深いのがサンフランシスコ講和条約直前における先帝陛下と政治のかかわりである。昭和24年9月にソ連が原爆保有を表明し、同年10月に中華人民共和国が成立した。それはまさに「アジアの冷戦は朝鮮半島、台湾海峡、ベトナムでいつ熱戦に転じてもおかしい

状況下」であり、日本国内で強硬に主張されていた「全面講和」は絵空事に過ぎなかった。

当時占領軍のトップであったマッカーサーは

「日本としては永久中立が保たればそれが理想であります。また米ソ双方にとっても利益である筈であります。」（昭和25年4月18日第10回会見）

「（日本は）将来いかなる戦争があろうとも中立を保たなければならない。ソ連も軍事上の利点から日米の中立を尊重するものと信じている。」（「リーダーズ・ダイジェスト」）

と現実離れした「非武装中立」を主張し、アメリカ政府はアジアの共産主義との対立のために日本の再軍備と米軍の基地保有が必要との見解に立っており、両者の間の溝は非常に大きいものであった。その中で吉田茂総理大臣はマッカーサーに対しては米軍駐留の主張を引っ込め、ダレス国務省顧問に対しては日本側からの米軍駐留申出を行う用意があることを示唆するなど日本の立場は混乱していた。そのような状況下でダレス国務省顧問が来日し、案の定日本側の姿勢に激怒した。その中で側近の松平康昌を通してダレス国務省顧問にメッセージを送ったのが先帝陛下であった。「吉田茂はマッカーサーに媚びていて信任できず、米軍駐留に関する交渉は吉田とマッカーサー以外の人物によって行うべきだ」という趣旨のメッセージを送り、マッカーサーの頭越しに日米の講和交渉が行われるきっかけとなった。

先帝陛下のメッセージで大きな影響を受けたのが沖縄である。連合国側には米軍による沖縄の信託統治や日本の沖縄に対する主権放棄を主張する声非常に強く残っており、沖縄が日本から切り離される危険性は非常に高いものであった。ダレス国務省顧問は、

「日本に主権を残しつつ米国の戦略的要請を確保していると解釈解釈できる条約を作るもので、以前の国際法には見られない表現」

である「潜在的な主権」という表現を用いて意見を調整し、沖縄の本土復帰において法的根拠となったのはまさにこの「潜在主権」であった。小林氏は

「もし昭和天皇が米国政府に『沖縄メッセージ』を送らなかったら？

そしてやる気を失いかけていたダレスに絶妙のタイミングでメッセージを送って感激させていなかったら？

歴史は違う方向に動いていたかもしれない。

当時の日本には、ここまで現実的に日本を護るための手段を打てる政治家は他に誰もいなかったのである！」

と結ぶ。

「また、天皇は、沖縄（その他必要とされる諸島）に対する米軍の軍事的占領は、主権を日本に残したまま、長期—25年ないし50年またはそれ以上の—租借方式という擬制（fiction）に基づいて行われるべきであると考えている。天皇によれば、このような占領方式は米国が琉球諸島に対していかなる恒久的野心ももっていないと日本国民に確信させ、ひいてはこれにより、他の諸国、とりわけソ連や中国による同様の権利の要求を封ずるであらう。」

と述べる先帝陛下のメッセージは間違いなく沖縄の本土復帰の法的根拠となった「潜在的な主権」に沿ったものであり、連合国による沖縄の主権放棄への要求を封ずるものであったと言える。おそらく雁屋氏は無知をこじらせたか、史実を明らかにされると自らのイデオロギーにとって都合が悪いのであらう。

引用終了 ☆

「疎開」のひと言を取り上げても、極悪複合体（反日左翼）のように悪意に満ちた色眼鏡で見れば、「残虐非道の日本軍」の象徴になる。

昭和天皇が、アメリカが沖縄を永久支配しないことの保障のために、主権を残したまま（潜在主権）、施政権のみ一時預かると、当時（昭和23年）の

状況でいえば最適の判断をしたことも、悪意に満ちた極悪複合体に言わせれば「天皇が沖縄をアメリカに売り渡した」となるのである。

☆

中国新聞 '12/11/14

昭和天皇「訪米前に沖縄行けぬか」 側近に意向示す

昭和天皇が1975年の初訪米を前に「米国より先に沖縄県に行くことはできないか」との意向を側近に示していたことが13日、分かった。沖縄県公文書館が今年9月に公開した当時の屋良朝苗やら・ちようびょう知事（故人）の日記に、宇佐美毅うさみ・たけし宮内庁長官（当時）の話として記されていた。

昭和天皇は47年9月、連合軍総司令部（GHQ）に米軍の沖縄占領継続を求めた「天皇メッセージ」を伝え、その後の米軍の沖縄駐留に影響を与えたとされる。識者は「沖縄に犠牲を強いたという負い目が、訪問に強い意欲を持った背景にある」と分析。当時の昭和天皇の沖縄に対する思いを伝える貴重な記録として注目されそう。

日記によると、屋良知事は皇太子（現天皇陛下）の沖縄国際海洋博覧会（海洋博、75年7月開幕）名誉総裁就任の正式発表を受け、あいさつのため同年4月16日に宮内庁を訪問。その際、宇佐美長官が知事に「天皇陛下から『私はどうするのだ アメリカに行く前に（沖縄に）行けないか』との御下問があつて困つた」と打ち明けたという。

当時は、同年9月末の出発に向けた初の天皇訪米の準備が本格化していた時期に当たる。

さらに日記には、宇佐美長官の話から、昭和天皇が「（海洋博に）外国元首が見えて、天皇が参加して居られぬ事になると大変具合が悪いとの事も話されたようだ」という記述もあった。

昭和天皇は終戦後、全国を回ったが、米占領下だった沖縄は訪問できなかった。

沖縄県は72年5月に本土復帰を果たし、同年11月に復帰記念植樹祭、翌73年5月に特別国体「若夏国体」が県内で開かれた。植樹祭と国体には天皇が出席するのが恒例で、屋良知事は植樹祭出席を「宮内庁に正式要請したい」と記者会見で明言したが、知事を支える革新陣営から強硬な反対論が出て、植樹祭も国体も昭和天皇の訪問は実現しなかった。

知事は復帰前の69年春と復帰直後の72年春の園遊会に招かれ、昭和天皇と直接の面識があったことから、日記には「(宇佐美長官から)陛下の御気持もうかがって胸がいたむ」とも書いている。

昭和天皇は87年10月開催の国体(海邦国体)での沖縄訪問が決まったが、直前に体調を崩して開腹手術を受けたため、天皇として沖縄の地を踏むことなく89年1月に逝去。93年4月の植樹祭で、現在の天皇陛下が歴代天皇として初めて沖縄県を訪問した。

■
先ず援護法の概略を知る参考に、古い沖縄タイムスの記事を引用する。

<沖縄タイムス 2005年3月4日 朝刊30面>

〔戦闘参加者とは誰か〕 (6)

申請

「救えるものは救おう」

役場職員も事務研究

一九五七年、厚生省は、沖縄戦で亡くなった一般住民のどのような行動が「戦闘協力者」として、該当するかを調査した。その後、実際の受け付け業務は、琉球政府から委託され、各市町村役所が担当した。

申請の過程でも、援護法が「軍への協力」を前提としていたため、そのことが、強調されていくこととなった。

長嶺秋子さん(70)＝糸満市＝は五三年、兼城村役場(当時)の初代の援護係に着任し、その後八年間担当した。

援護法の申請手続きは、兵隊や現地召集の防衛隊など軍人軍属が先だった。

「軍人の場合は、政府から一次名簿というのが届いていた。しかし、戸籍がなく、仮戸籍で受け付けた。防衛隊の場合は名簿もないので、各字を回って、誰が隊員なのかを申告してもらった」

地域の公民館に机を置き、住民が申請に来るのを待った。「援護金の支給があると言っても、なかなか信用してもらえなかった。『戦争のことは思い出したくない。辛いことを思い出すからやりたくない』。そんな声が聞こえてきた」と振り返る。

その後、一般住民が対象となる「戦闘参加者」の申請が続いた。

申請には、戦没者氏名、生年月日、死亡月日、死亡場所に加え、どのようにして亡くなったかを記した「戦闘参加概況書」を添付する必要があった。

職員は、概況書を基に、「戦闘参加者」の基準となる二十項目、「義勇隊」「直接戦闘」「弾薬運搬」「戦闘協力者」などの、どれに当たるのかを判断した。

申請は、琉球政府を通して、厚生省援護局未帰還調査部に送付。厚生省は、添付資料を基に、「戦闘参加者」に「該当」するのか、否かの審査をした。その結果を「戦闘参加該当予定者名簿」として、市町村に送り返され、該当遺族に通知が送られた。

厚生省へ送付される「戦闘参加概況書」では、住民が協力した、軍隊の部隊名も特定する必要があった。住民の立場からすると、混乱した戦場での正確な記憶が求められるのは、土台無理な話だった。しかし、書類はそれを要求していた。

結局、申請を受け付けた役場職員が、日本軍の作戦状況を把握して、日時場所から、部隊名を記入することもあった。

市町村の援護課職員は事務研究の連絡会をつくり「戦闘概況」について、どう記せばいいのかを検討し、連携したという。長嶺さんは「琉球政府の方針も、沖縄は復帰できるかも分からない、援助できるものは援助しようということでした」と振り返る。

同村役場三代目の援護課担当だった大城美根子さん（62）は六五年に着任。当時の業務は、「戦闘参加該当予定者名簿」の中から、「『非該当』

の人を『該当』となるように救うことだった」と振り返る。「沖縄戦で亡くなった人たちが、救えないのはおかしい。亡くなった人たちは、皆『戦闘協力者』だと思っています」と語る。（社会部・謝花直美）

☆

裁判所に提出した上原さんの陳述書見れば自明だが、琉球新報の「言論封殺」は慶良間島の集団自決の真相にターゲット絞っており、集団自決は「援護法」に大きく絡んでいる。

簡単に言えば本来軍属にのみ適用されるはずの「援護法」を政府主導で強引に沖縄住民に適用するように政令を発して特例を設け、住民の中の「戦闘参加者」を適用対象としたのである。

「援護法」の申請の流れはこうだ。

住民（遺族）⇒各市町村の援護課⇒琉球政府⇒厚生省援護局

そして各担当部門で出来るだけ「『非該当者』を『該当者』となるように救う」という思惑が働いた。昨日紹介したように厚生省側でも祝嶺さんのような沖縄出身者を担当職員に配置転換し出来るだけ「援護法」の適用させるように指導した。

当初は市町村の窓口でも申請書の記入などに不慣れな職員が多く、多くの申請書が厚生省側から突き返されたという。だがそれには厚生省側の「受理されるノウハウ」の指導が付いており、結局要領を掴めば簡単に「戦闘参加者」として受理れ援護金支給の対象となった。

政府（厚生省）、琉球政府、各市町村の三者が「出来るだけ受理する」という思惑で動けば、その申請手続きの過程で、どうしても該当しない申請者に虚偽の申請をするものが出てきても、見て見ぬふりをするどころ積極的に「偽造申請書」に加担する者も多かった。組織ぐるみで加担した場合も多かったと聞く。

「援護法」の研究者を自認する石原昌家沖国大名誉教授は、申請書を書けない住民に代わって申請書を書く手伝いをしたと語っている。この石原氏、援護法の研究だけやっておればそれなりの評価をされたのだろうが、沖縄で名声を得るには反日左翼複合体に迎合するの必要を感じたのか、イデオロギー

丸出しの論調で新聞紙上を賑わし「集団自決」訴訟では被告の大江・岩波側の弁護に回り、「軍命派」の論陣を張った。

その一方で「沖縄靖国訴訟」では原告（遺族）側の証人となって法廷で証言をした際、イデオロギーと研究の狭間でいうっかり自分の現在の立ち位置を見失ってしまい致命的発言をしてしまった。

石原氏は、沖縄戦で犠牲になった住民を靖国に合祀するため政府主導で「軍命による自決」などの「戦闘参加者」を作って援護金を与え口封じした、という趣旨の意見書を提出し、証言台では次のような趣旨の証言を行った。

被告側弁護士：「石原先生の説明ですと、沖縄の遺族の中で援護金を貰っている人の中には本来、もらう資格が無い方々が多く含まれているということですか？」

石原証人： 「いえいえそうではありません。ほとんどです」

被告側弁護士と石原証人との尋問で、石原証人は次のことを証言したことになる。

■石原証言のポイント

- 1) 戦闘参加者という受理条件を与えるために、日本政府がその基準に合うように暗に指導していた。
- 2) 日本軍が住民に命令や要請を受けた時点で国と住民に雇用関係が発生すると考え、積極的な戦闘協力をした、と指導した。
- 3) 壕の提供は、軍事行動であり、現認承認があれば軍属と認める。

- 4) 厚生省から付き返されることは、結果的に書き換えて受理となった。
- 5) 援護法の実態を解明することは、沖縄戦の事実を引き出すことになる。

☆

この証人尋問が、極悪複合体（反日左翼複合体）にとって何ゆえ致命的なのか。

石原氏は別の裁判である「集団自決訴訟」では大江・岩波側を支援し「軍命あり派」の論陣を張ったが、「沖縄靖国訴訟」では、「軍命は『戦闘参加者』を作るための虚偽記入」であり、国がそれを指導したと主張した。 ということは法廷で軍命は虚偽だったと証言したことになる。

石原氏の証言に関しては反日左翼複合体の側からも批判の矢が飛んでいると聞くが、結局、石原氏法廷での宣誓の通り、真実を語ったことになる。

真実を語ったため「集団自決」は軍命であるという持論を結果的に否定してしまったのだ。

もっともこの石原氏の致命的証言は、「不都合な真実」は徹底的に隠蔽する琉球新報、沖縄タイムスが報道するはずもなく、法廷記録として残っているだけである。

結局、石原氏の証言を要約すると、援護法と靖国合祀は、住民を死に追いやった戦争責任を回避するための口封じという「恨み辛みの歴史観」になる。

【おまけ】

<沖縄タイムス 2005年3月6日 朝刊26面>

〔戦闘参加者とは誰か〕 (8)

東京の目

援護法での救済に腐心

「生かされた」責任感

沖縄戦で看護隊として亡くなった女子学徒は、援護法で「準軍属」にあたる。一九五五年、女子師範学徒八十八人に、死亡公報が発せられた。それに基づき、援護法申請の手続きが取られていった。

申請書類をめくると、女子師範、一高女、寮で一緒だった同級生や下級生の名前が記されていた。審査にあたった厚生省職員の祝嶺和子さん（77）＝静岡県＝は（略）

「自分は生き残った」という思いを持ち続けた祝嶺さんは、沖縄戦で犠牲になった人々を援護法の対象として救うことに、心を傾けていった。

一般の住民は逃げ回っていたのではないか。軍人が住民にも一緒に戦えと命令したのか。軍人が「自分たちが使うから、おまえたちは出て行け」と言って、住民を壕から追い出した一。

「戦闘参加者」として、一般住民の申請書類が上がってきた時に、厚生省で批判的にみる人もいた。

祝嶺さんは振り返る。「逃げ回っていた人もいたと思う。でも、そういうと沖縄の人が救われない。『戦闘参加者』として参加したんだと、はっきり言った」

沖縄戦では、住民と軍隊が混在した。三カ月にも及ぶ戦闘の中で、一人の人間の死に至る過酷な体験は問題にされることはない。援護法の適用で、注目されるのは「軍への協力」、その一点だ。

書類の審査で難しいケースについては、最終的には沖縄戦体験者の祝嶺さんのところに、回ってくるようになった。

「軍への協力」が必要と、入り口を絞られた書類の上の沖縄戦。戦場で同じような行動をしていても、書き方一つで住民は「戦闘参加者」か、そうでないかに分けられる。

「事実を書いてあるのだが、書類では通すことが難しい事例がある。だから、ほかはこのようにして通っているのだから、これと同じような書き方でと、そうちらっと教えた覚えはあります」

「今からいうとおかしいかもしれないが、自分は生かされた。死んだ人はどうしても救わないといけないという、責任みたいなもんがあった。私はただ、沖縄の人を救えばいいという気持ちだった」（社会部・謝花直美）
（毎週木一日曜日に掲載）

■元外交官孫崎亨氏の尖閣「棚上げ論」

沖縄紙に登場する内外の識者のほとんどは、あらゆる論考に沖縄2紙の顔色を窺う。

逆に言えば沖縄紙は自分の論調に追随しない識者には執筆依頼をしない。

地元の大学教授でさえも沖縄2紙の報道を鵜呑みにして「石原都知事など行き過ぎたナショナリストの言動が騒動を引き起こしているので、八重山の漁師たちは困惑している」などと沖縄紙の記事を引用する。

が、これは明らかな事実誤認である。

尖閣近海で先に問題を起こしたのは中国側であり、2010年の「中国漁船追突事件」や、それ以前の領海侵犯に遡ることも出来る。

いずれの場合も先に尖閣近海で主権侵害を犯したのは中国側である。したがって地元大学教授が論じる「尖閣問題」は常に沖縄紙の報道を鵜呑みにした中国寄りの空論がほとんどである。

沖縄紙御用達識者の尖閣問題は、中国に利する「棚上げ論」がほとんどだが、その代表的な人物として、元外交官の孫崎亨氏の棚上げ論に切り込んでみる。

孫崎氏は、2012年10月9日付沖縄タイムスに寄稿し、政府の基本方針を真っ向から否定し、「尖閣は係争地」と断じた。

そして政府の基本姿勢である「日本の固有の領土」という主張が国際的に見て適切でない結論付けている。

2013年2月7日付の沖縄タイムスでは、持論である1972年の周恩来首相の「棚上げ論」を持ち出し、問題解決のためには、棚上げにすべきだと主張している。

沖縄では佐藤優氏と並んでなぜか人気のある、孫崎氏は沖縄関連のベストセラーも書いており、講演会も頻繁に行っている。

沖縄紙御用達の代表的識者の孫崎氏は、新聞に頻繁に登場するだけでなく、その講演会も詳しく報道される。

桜井よし子さんら保守系の識者の講演会とは大違いである。

対米従属に懸念 孫崎享さん講演

社会 2013年2月23日 09時42分

沖縄子どもを守る女性ネットワーク（糸数慶子共同代表ら）は22日、那覇市の県男女共同参画センターで「戦後史の正体」を出版した元外交官の孫崎享さんを招き、講演会を開いた。著書の内容と同様に、日本の自主外交路線と対米従属の観点から、日米同盟の歴史をひもといた。普天間飛行場の移設問題では「どう米国と対峙していくか根本が問われている」とし、対米従属傾向が強まっている現状を懸念した。

孫崎さんは、米国のヘリテージ財団が昨年11月にまとめたレポートで、尖閣問題で悪化した国民感情や安倍晋三首相の保守的な考えを、米国が同盟深化に利用するよう提言している点を紹介。防衛費増大や集団自衛権の柔軟解釈など、米国が望む方向に政府が動いており「対米追従がより強くなっている」と指摘した。

一方、尖閣問題では、中国との間で領有権問題を棚上げした過去の交渉のいきさつを日本側が否定していることに「何のために事実をゆがめているのか」と批判。「棚上げが沈静化につながる。棚上げをやめて緊張すれば喜ぶのは誰か」などと話し、日中の緊張が米側の利益になることを示唆した。

重光葵元外相ら自主路線の政治家が、ことごとく失脚していった歴史にも触れ「米にもの申す政治家を日本人自身が葬ってきたのは情けない」と述べ、前例踏襲で新たな考えを排除する傾向に危機感を示した。

☆

>棚上げをやめて緊張すれば喜ぶのは誰か

逆に言えば日本が「棚上げやめた」ので、「尖閣に緊張をもたらしている」のは誰か

中国である。

> 棚上げをして喜ぶのは誰か

中国である。

ことほど左様に孫崎氏の外交論は常に中国に利するということがポイントである。その点、中国の広報紙と言われて久しい沖縄2紙の論調と孫崎氏の論調が見事に一致する。

では孫崎氏ほど華麗な外交的キャリアを有する人物が、何故子どもでもヘンだとわかる理屈で国を売るような言動をするのか。

おそらくは中国お得意のハ○ートラップかなんかで、二つの玉でも握られているのではないと、勘ぐらざるをえない。

下衆の勘ぐり？

はい、そうでゲス。

■ ポツダム宣言受諾とカイロ宣言

孫崎氏によると、尖閣問題は1945年8月14日のポツダム宣言受諾に深く関与しているという。

ポツダム宣言は第8条で「『カイロ』宣言の条項は履行せられるべく又日本国の主権は本州、北海道、九州及四国並に吾らの決定する諸小島に極限せらるべし」（原文カタカナ表記）となっている。カイロ宣言では「満州、台湾及澎湖島の如日本国が清国人より盗取したる一切の地域を中華民国に返還すること」となっている。

孫崎氏はこれを根拠に次のように主張する。

日本政府が尖閣諸島を自国領にした根拠を外務省のHPから引用して、1885年から再三に渡り尖閣諸島に清国の支配が及んでいないの確認の上、「1895年1月14日の閣議決定で日本の領土に編入した」と紹介し、これに対する中国の主張の正当性を、15世紀の中国の歴史的文献に求め、クドクドと中国擁護をしているがここでは省略する。

■ サンフランシスコ条約

さらに孫崎氏は中国の立場を、サンフランシスコ条約に求めている。

サンフランシスコ条約には、尖閣問題に関し「日本国は、台湾及び澎湖島諸島に対する全ての権利、権限及び請求権を放棄する」とあるが、サンフランシスコ講和会議には中国は参加していない。

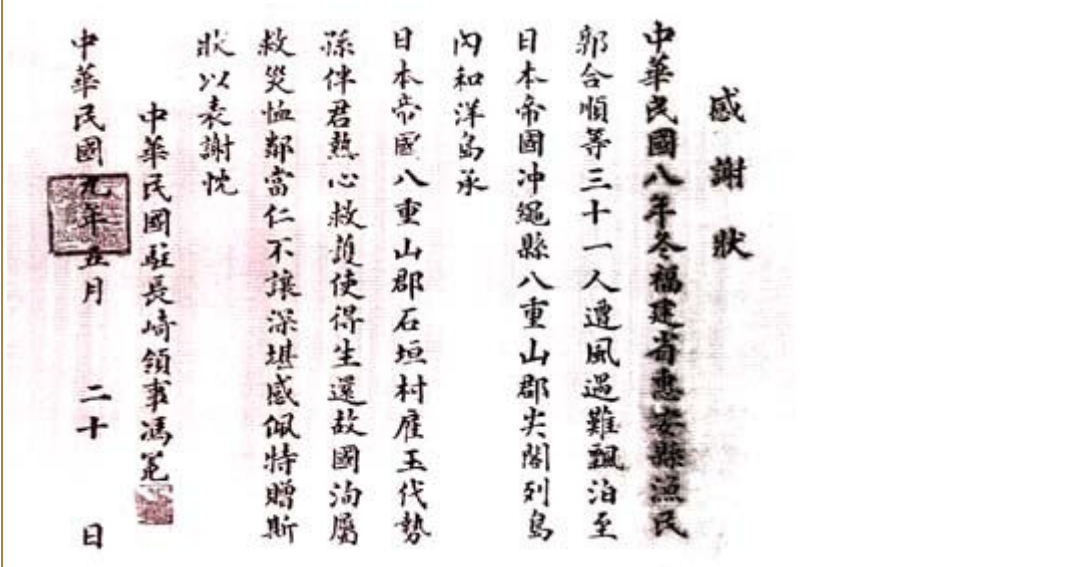
ここで孫崎氏は、「尖閣諸島が台湾に属するのか、沖縄に属するのか」と問題提起している。

が、明治期に日本人・古賀辰四郎氏が尖閣諸島の魚釣島で鯉節工場を経営し、多くの日本人が在住した事実には一言も触れていない。

国際法上、国家が領土権を主張するには、単に「無主の地」の発見による領有意思の表明だけでは不十分で、実効支配が必要とされている。

だが、中国人が尖閣諸島を実効支配したことは歴史上一度もない。

それどころか石垣漁民が、魚釣島付近で遭難した31人の中国漁民を救助したこともあり、1920年には、当時の中国の外交機関である中華民国駐長崎領事から感謝状が贈られ、「日本帝国沖縄県八重山郡尖閣列島」と明記し、尖閣諸島を日本領土として認めている。



元外交官の孫崎氏が尖閣領有権の根拠として「ポツダム宣言」や「カイロ宣言」、「サンフランシスコ条約」などの外交条約の条文を引用して中国の正当性を主張すると、なんとなくその気になってしまう。

だが、よくよく検証すると孫崎氏の論考は綻びが目立つ。

そもそも孫崎氏が例示する「カイロ宣言」なるものが参加者の署名のないメモ書き程度のものであることはよく知られた事実であり、その外交的効力の有無については議論が分かれている。

外交がメッセージの応酬であり、一方が領有権を主張した場合、カウンター・メッセージがない場合は黙認と取られるても仕方がない。

では、1895年日本政府が中国に確認の上尖閣諸島を閣議決定で日本の領土に編入したとき、中国は異議を唱えるメッセージを発したか。

否である。

異議申し立てのメッセージを発するどころか、孫崎氏が中国領有の根拠とするサンフランシスコ条約には参加さえしていない。

■約80年後の領有権主張

中国が初めて尖閣の領有権に関するメッセージ発したのは、1885年日本が尖閣に清国の領有権がないことを確認してから86年後、そして1895年に閣議決定で日本に編入した後86年も経過した1971年になってからである。

1969年5月、国連が、尖閣諸島周辺海域に膨大な石油資源が埋蔵されているとの調査結果を公表、それを機に翌70年に台湾、そして71年に中国が自国領だと主張し始めた。

中国、台湾ともそれ以前には領有権を主張したことなどなく、日本政府は72年、沖縄返還直後の国連の場で「尖閣列島に対しては日本以外のいかなる国も主権を持っていない。中国の主張はまったく根拠がない」と毅然とした態度でカウンターメッセージを発して反論している。

これまでの検証で孫崎氏の主張する「尖閣は係争地」や「『固有の領土』は国際的に不適」という論が、歴史的にも国際法上も全く根拠のないものであることがわかる。

仮に尖閣での紛争を恐れるあまりに一旦「棚上げ論」を受け入れたらどうなるのか。

その瞬間、中国側の「尖閣は紛争地」が国際的に認知されたことになる。

折角1895年以来のわが国の「尖閣の領有権」が揺らいでしまい、「尖閣は係争地」という中国の思う壺に嵌ってしまうことになる。

したがって「尖閣での紛争を回避するために棚上げすべき」などという孫崎氏の甘言など毅然として葬り去るべきである。

これが日本のとるべき道である。

【補記】

(1) 「オスプレイ反対」が発するメッセージ
昨年夏以来、沖縄2紙が激「島ぐるみオスプレイ阻止」の激しいキャンペーンを張り、現在も続いている。この運動が中国に対する誤ったメッセージ、つまり中国へのラブコールになることに県民はそろそろ気がつくべきである。オスプレイは、回転翼の角度が変更できるティルトローター方式の垂直離着陸機であるため、離島など滑走路のない地域の防衛に適しており、「尖閣防衛の切り札」と言われている。従来の輸送ヘリコプターに比べ、高速で航続距離や搭載能力に利点がある。

オスプレイの沖縄配備に反対したら誰が喜ぶか。

中国である。

(2) 石平氏の「棚上げ論」
「棚上げ論」のおかしさを、中国出身の評論家・石平氏はこう表現している。「他人の持ち物である腕時計を自分の物と主張し、それに反論されたら、『所有権については棚上げして、子孫の知恵で議論してもらおう』と強弁するようなもの」。

現在議論したら明らかに所有権は他人の物だが、孫子の代に棚上げされたら所有権も曖昧にされてしまう。そこが中国側の思う壺と石平氏は指摘する。

※ 参考写真



1945年7月26日、ドイツのポツダムで会談した
(左から)チャーチル、トルーマン、スターリンの英米ソ首脳。